

特設人権・ 困りごと相談所の開設

人権を擁護していくために啓発・相談などの活動を行う人権擁護委員が2名委嘱されています。

6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて、次のとおり「特設人権・困りごと相談所」を開設します。

夫婦、親子等の問題、不動産・金銭トラブル、うわさ・暴言によるいやがらせ、雇用・給与等の問題、児童生徒のいじめ問題など、日常生活の中のさまざまな問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。(秘密は固く守られます。)

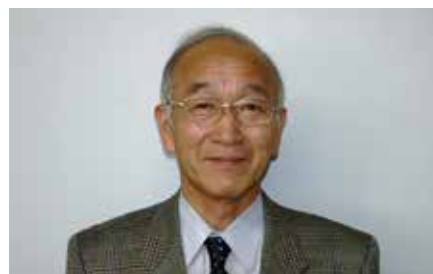
日 時／6月1日(金)

午前9時30分～午後0時30分

会 場／中央公民館

相談員／豊浦町人権擁護委員

☎ 総務課 庶務係 ☎ 83-1402



荒井 常昭さん (船見町)
☎ 83-2249



小川 佳子さん (幸町)
☎ 83-2281

町制施行 70 周年記念映像

豊浦町きのう今日あした

町制施行70周年を記念して、町の過去の映像を振り返りながら、現在の様子を撮影し記録した「豊浦町きのう今日あした」を製作しました。(30分版)

また、豊浦町の魅力を町外の方にPRする映像「まち紹介編」も同時に製作し、「豊浦町」を全国に発信していきます。(11分版)

完成した映像のDVDを、中央公民館の図書室で借りられる他、インターネットのYouTubeにも動画掲載を予定していますので、ぜひご覧ください。



● YouTube チャンネル
「北海道豊浦町紹介動画」
11分版

☎ 総務課 広報統計係 ☎ 83-1418

ご存知ですか？

「国民年金基金」

国民年金基金に加入できるのは、いずれの条件も満たしている方です。

- 20歳から60歳未満の方
- 国民年金保険料を納めている方
(農業者年金加入者を除く)

※60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。

【こんなメリットがあります】

- ①掛金の全額が課税所得から控除され、所得税・住民税ともに軽減されます。老後に受け取る年金は「公的年金等控除」の対象となります。
- ②加入したときの掛金や受け取る年金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ③保証付に加入した方が保証期間内に亡くなった場合、遺族の方に一時金が支給されます。

詳細は、北海道国民年金基金までお問い合わせください。☎ 0120-65-4192(フリーダイヤル)

☎ 町民課 町民係 ☎ 83-1407